

第9回 官業民営化等WG 議事録（財務省ヒアリング）

1. 日時：平成16年9月28日（火）10:30～11:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：万博記念公園
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、黒川委員、原委員、大橋専門委員、福井専門委員
財務省
理財局国有財産業務課 課長 豊岡 俊彦

（以下「豊岡国有財産業務課長」という）

国有財産評価指導官 山田 宏幸

（以下「山田国有財産評価指導官」という）

大橋専門委員 どうもありがとうございます。時間がございませんので、御説明は簡潔にお願いしたいと思います。7、8分ぐらいで。

豊岡国有財産業務課長 それでは、名称でございますが、万博記念公園ということで、昨年までは認可法人でございましたが、特殊法人改革の中で色々な御議論をいただきまして、独立行政法人にするということで、去年の10月から独法になっております。

根拠法令でございますけれども、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第10条第1号ということで、2のところに書いてございます。

今回は公的施設ということで、公園が対象ということで認識しておりますが、基金についても御質問がございましたので、基金についての根拠法令もなお書きで書いてございます。基金の事業につきましては、同条の第2号に書いてございます。

実施主体でございますけれども、独立行政法人日本万国博覧会記念機構ということでございます。

4のところでございますが、従業者数は公園事業につきましては、31名でやっております。なお書きでございますけれども、基金の事業については6名ということでございます。

予算額でございますが、16年度計画で41億2,700万円ということでございます。これは公園でございまして、基金の事業につきましては、4億300万円。

事業の内容でございますが、日本万国博覧会、これが1970年でございまして34年前に。跡地の土地と建物につきましては、国と大阪府が半々で現物出資しておりますが、その跡地として整備いたしまして、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営することと。

括弧書きでございますが、基金事業につきましては、日本万国博覧会記念基金を、これは万博が終わりましたときに、入場料収入が剰余金で残っておりまして、それを基金運用しているわけでございますけれども、この基金を管理運用し、その運用により生ずる利子

等の一部を持ちまして、万博の成功を記念するにふさわしいような文化的活動、あるいは国際相互理解の促進に資する活動に対して、助成金を交付するといった事業をしております。

7番目でございます。民間移管の具体的内容でございますが、公園の整備運営に関して、機構が実施しております業務は、企画業務、発注業務及び契約業務などに限定しております。31人の小人数でやっておりますものですから、民間委託には積極的に取り組んでおるところでございます。なお、基金の事業につきまして、すべて機構が行っているところでございます。

8番目で、さらなる民間開放についての見解ということで、あらかじめいただきました御質問事項に沿いまして書かせていただいておりますけれども、まず民間委託の実施状況でございますけれども、15年度、昨年度でございますけれども、昨年の上半期はまだ認可法人でございます。10月から機構になって半年ということでございますが、その半年双方合わせまして15年度全体として見ますと、民間委託は63件やっております。金額にいたしますと、11億1,500万円でございます。

内容につきましては、主に工事契約、それから維持管理業務委託契約といったところでございます。受注企業の状況でございますが、主に株式会社を中心とした民間企業に受注している。

選定方法につきましては、一般競争入札、それから随契ということでございます。

次のところで、公園の利用状況でございますが、15年度1年間通しまして、入園者数が135万9,000人、それからスポーツ施設等の利用件数が1万2,000件ということでございます。

独法後の収支状況及び過去5年間の収支ということで、3枚めくっていただきまして、一番最後のページでございますけれども、過去5年間の収入・収支の状況をここに載せさせていただいております。11年度からここにある数字のとおりでございますが、14年度までは認可法人ということございまして、1年分まとめて掲げております。ちなみに、14年度で見いただきますと、収入で公園事業が37億9,200万円と、基金事業が5億9,800万円、合計で43億9,000万円。その下が支出でございます。14年度が34億3,200万円、これは、公園勘定でございます。基金勘定の支出が5億5,500万円、合計が39億8,700万円ということになっております。

15年度、昨年度に下期から独立行政法人になりましたものですから、ここは上期と下期と分け書きをさせていただいております。数字はここに掲げておる数字のとおりでございます。

1ページ目は以上でございます。2ページ目でございます。コスト削減ということで、機構は中期計画、これは4年半の中期計画を昨年立てまして、4年半の中期計画におきまして、最終年度、平成19年度の総費用を14年度、独法になる前の年度と比較いたしますと、20%以上削減すると、中期計画に盛り込んでおります。

それで何をするかということですが、3行目で、このため経費の削減・経費の効率的な執行の観点から、例えば、公園の整備・管理業務に関する契約の方法につきまして、中には専門性を要する一部の業務があるわけございまして、これは除きまして、競争的な契約を行うということにしております、競争的な契約につきましては、独法になる前、14年度実績で契約全体の65%となっておりますものを、昨年度、15年度実績でこれを78%まで引き上げております。19年度には80%に引き上げる。そもそも19年度の目標が80%でありましたものを、前倒しいたしまして、もう既に昨年度は78%まで引き上げております。

併せまして、設備の集約化によりまして、管理コストの削減を行うなどいたしまして、コスト削減方策に積極的に取り組んでいるところでございます。

ここには書いてございせんけれども、組織につきましても、組織の再編を行っております、独法になる前は4つの部がございましたものを、2つの部に半分に縮減しております。併せまして、課も減らしております。それで、スリム化を図っていると。人員の削減につきましても、積極的に取り組んでおります。

次の民間委託の拡大でございますけれども、公園の整備・運営に関して機構が実施しております業務は、業務運営の根幹となります企画業務、発注業務及び契約業務など、必要最小限のものに限定しております。これらの業務は個別性、特殊性を有しているということで、画一的なものではございません。責任を伴うということもございまして、民間委託いたしました場合におきましても、機構において再度チェックする必要があるということもございまして、結果としてコスト削減には結び付かないのではないかと。かえって非効率を招くものではないかと考えております。

ただ、なお書きでございますけれども、機構の業務運営の根幹に関わります企画業務の中でも、例えば、コンサート用として場所を提供するような場合につきましては、実施主体に企画を任せるなどいたしまして、業務に民間の発想を取り入れるよう努力しているところでございます。

しかしながら、それ以外の企画業務につきましては、緑に囲まれた文化公園の適正な運営を行って、これを国民の利用に供するという機構の業務運営の根幹ということでございまして、民間委託を行うことは困難であると考えております。

それから、御質問にございました指定管理者制度の導入についてでございますが、独立行政法人制度は国の行政機構の減量化ということを踏まえて導入された制度であると認識しております。

公園の整備・運営につきましては、逆に独法から国に業務を移管して、国が指定管理者制度による管理を行うとした場合には、国の組織の拡大につながるのではないかとということで、減量化の観点に反するのではないかと考えます。自ら実施するよりも、効率的、効果的に行政サービスを提供できるものとして、独法である機構に業務を実施させているというところでございまして、この点からも適当ではないのではないかと考えております。

また、前にも申し上げましたとおり、機構は公園の整備・運営につきまして、民間委託に積極的に取り組んでおります。したがって、指定管理者制度を導入して得られる効果というのは、限定的であるのではないかと考えております。

また、指定管理者制度におきまして、指定の取り消し等の措置を講ずることは、これは可能ではございますけれども、万博記念公園の目的を達成するためには、国による適正な監督が必要であると考えておきまして、こうした措置のみだけでは不十分ではないかと思っております。

注書きのところでございますが、（注1）のところ、独法制度におきましては、業務の結果について評価して改善する仕組み、第三者による客観的な評価体制が導入されております。こうしたことから、さらなる効率化、あるいはサービスの質の向上に対するインセンティブが働く制度設計になっていると考えております。

（注2）でございますけれども、地方公共団体におきましても、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討して、地公体が自ら実施するよりも地方の独法を設立して行わせる方が、効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合には、地方の独立行政法人制度によるのが適当であるとしていると聞いております。

次のページでございますが、基金でございますけれども、基金事業について民間委託はできないかということでございまして、万博の記念基金の管理運用、それから助成金の交付業務につきましては、当該基金が国家的事業として行われた万博の剰余金を原資として、この剰余金を将来的に確実に保全して、更に公共上の見地から万博の成功を記念する事業に確実に活用されるべきものであるということでございまして、機構自らが実施すべき業務であると考えております。

助成金の申請、受付の業務とか、実地調査業務につきましては、業務量は極めて小さいものでございます。したがって、業務の公立性、それから費用対効果を考えますと、民間委託を行うメリットはないのではないかと考えております。

最後に、事務・事業を規定する法令の有無でございますけれども、万博公園の業務について、アウトソーシングすることを制限するような法令はございません。機構におきましては、これまで申し上げましたとおり、民間委託について積極的に取り組んでいるところでございます。なお、独立行政法人制度につきましては、目標を達成すべく、法人が実質的な経営判断ということで、これに基づきまして、機動的かつ中期的な業務運営を行うと。

業務実績を第三者機関が評価することによって、責任体制が明確化するということ、これらを通じまして、業務の公立性、質の向上がより一層進められるものであるということでございます。

万博公園につきましても、その目的に照しまして、当該制度の活用により管理することが合理的とされておきまして、万博の記念機構法が制定されたところでございます。これが法令というところでございます。

駆け足でございますが、以上でございます。

大橋専門委員 ありがとうございます。何かございますか。

小さいところですが、2枚目の、今おっしゃったコスト削減で、契約全体の約65%云々という規定がありますけれども、この約65%というのは何がですか。契約の件数ですか。それとも契約の額ですか。

豊岡国有財産業務課長 これは金額ベースでございます。分母が計画全体の金額でございます。それで競争的な契約が14年度、約65%になっていたものを、昨年度約78%まで大幅に上げてきたということでございます。

大橋専門委員 ポイントは、公園事業については、企画業務も民間委託できないかどうかという話なんです。実際に企画業務というのは、直営でやらなければならない理由というのは、今の御説明では必ずしもよくわからないので、もう少し詳しく、企画業務というのはどんなことをやっているのか、御説明していただけますか。

豊岡国有財産業務課長 中期計画というものがございまして、独立行政法人に昨年なりましたときに、まず中期目標ということで財務大臣が、こういう中期目標を持って、これから4年半、独立行政法人のまず中期目標期間というのがございまして、その間にこういうことをやりなさいということで指示いたします。

それを受けまして、万博の方で中期計画というのを立てまして、4年半にわたって中長期的にこれらのことをやっていくと、これが一番大きなプランニングでございまして、これがまさに独立行政法人の根幹と。

大橋専門委員 それは、通則法で決まっている中期計画のことを指しているのですか。

豊岡国有財産業務課長 通則法の中に、中期計画はこれこれこういう項目でもってつくりなさいということになっておりまして、その項目に沿いまして中期目標を示しまして、それに合わせて中期計画というのを万博がつくってまいります。その一番大きなプランニングというのは、その中期計画でございまして、中長期的にわたる中期計画で、これがほかの公園と違うところでございます。これは国民に対するものということで、通常の公園とはまた違います。通常の公園というのは地域の住民、周りの来られる方々ということでございますけれども、広く国民ということで、世界に特に環境面について、万博の公園というのは、34年前に万博が終わりました後に、全部さら地にしたところから、人工林として育て上げてきて、今、世界に類のない、非常に人工林としては壮大な公園ができています。そういう環境との共生、まさに万博のテーマでありました「人類の進歩と調和」ということを世界に発しようという、中長期的な観点でもって4年半の計画を立てたと。それが一番大きな立案でございまして、それから今度、それをブレークダウンしまして、年度ごとの年度計画でブレークダウンしていきます。

こういうところは、まさに独立行政法人の企画業務の根幹ということでございまして、なかなかこれは民間委託にはできないだろうと。それをまたブレークダウンしまして、年度計画の中で、ここにも書いてございますけれども、例えば、この時期にはコンサートを実施して、国民の皆様方にいろいろ文化的なことを味わっていただくということになり

ますと、ではいつコンサートをやるのか、どういう方々に発注するのかというところまでは万博がやっておりますが、ここにも書かせていただきましたけれども、ではコンサートの中で、実際にどのようにやるのかということは、これはまさに民間の発想をお願いした方がいいだろうということで、ここについては民間の発想を活用させていただいてると。

少し話が長くなって恐縮ですけれども、まさにその環境というところを中期計画の中でも非常にメインにしております、例えば、京都大学とか大阪大学で、環境の人工の森づくりとか、自然との共生といったところを共同研究していくような、そういう企画もございまして、これもなかなか民間の委託にはなじまないのだろうということで、企画業務についてはそういう認識であります。

大橋専門委員 そこがよくわからないので、例えば、どういう人にコンサートを開かせるかということが、なぜ民間でできないのですか。そういう決定というか。つまり大きな、一番大本となっている中期計画は、まあこれはある意味では政策的な判断みたいなものが入っているんでしょう。それを受けた会のプラン辺りは、民間でも大きな計画にのっとってつくるわけですから、別段民間事業者だからできないということはないと思います。

豊岡国有財産業務課長 そこの選定とか、受付とかですね。

大橋専門委員 選定、受付ではなくて、今年度、16年度にコンサートは6回やりましょう。そして、大体どういう団体に認めましょうというような計画、企画業務というのは、なぜ民間事業者でできないんですか。

豊岡国有財産業務課長 そこは、また業務量というか、その事務量との兼ね合いもあるかと思いますが、そういった、例えば、夏場この時期にコンサートを何件開催すると。どういった団体がやるのか、広く広報するわけですけれども、その広報に当たっての受付事務とか、そういうことは万博におきましても職員にやらせておりました。

福井専門委員 だれに選定権限があるのですかという質問です。

豊岡国有財産業務課長 選定権限でございますが、選定権限は今、万博が選定しております。

福井専門委員 だから、その必要はどうしてあるのですかというのが一貫した質問です。

豊岡国有財産業務課長 申し訳ございません。独立行政法人法の中で、国民に良質のサービス、より効率的な行政サービス、その中で万博の成功を記念するような点に、大きく関わっております、人類の進歩と調和、それから国民に対するより文化的活動の提供ということで、まさに機構法の趣旨に見合ったような中身を持ったところでコンサートの実施につきましても、そういった目的に合致するようなところを選んでいくと。基金のところも、そういうまさに万博の成功を記念するような基金にふさわしいようなところでやらなければいけないと。そこの選定ということで、これは万博がやらせていただいているということになりますと、仮に民間委託いたしましたときでも、では実際そういう万博の独法としての存立にまさに合致したようなところになっているのかどうかということ、

再度またチェックをしなければいけないということも出てこようかと考えおりますけれども。

大橋専門委員 今の課長の御説明を聞くと、現行の法令とか現状というのが、プラン、企画業務を協会でやらせるというふうになっているからやっているんですという説明に聞こえるのですね。ここの議論は、むしろ変えようということなのですから、その変える方向がだめなのかどうか、ということも議論しているわけです。

福井専門委員 今おっしゃったような目的、要するに万博の成功を記念するという大きい意味での目的を仮に前提にするにしても、それを例えばもう少し細目に下ろすとか、基本方針のレベルで、具体的に書くようなことはできると思うんです。

そうすれば、そういう前提の中でやってくれということで、法律的にどこかに、例えば、入札等で一括管理をして、個別の選定などは全部そこにやらせるということで、どうしてまずいのかということなんです。

例えば、さっき人工林のお話をなさいましたが、人工林を保全するということは、ある意味では前提条件にしておけばいいわけですね。そこはいじるな、あるいは保全せよということも前提にして、その範囲で最大限万博を記念するという趣旨が生かされるように、だけどそれが言わば国民の資産としてちゃんと活用されるように、包括的にいろんな考慮要素を持って考えなさいとする。それは公務員がやらねばならぬということにはならないわけで、むしろ公務員に優位性がある分野ではないと考えるのが普通の常識じゃないでしょうか。これは一種のテーマパークの運営ですね。それが公務員でないと優位性がないというのは、全く逆の結論ではないかという点が、今お聞きしていて、むしろ明確になったと思います。

豊岡国有財産業務課長 公務員と言いますか、独立行政法人で非公務員型で国からは。

福井専門委員 わかりました。公務員ではなくて、独立行政法人の業務でないといけないのかということなんです。

豊岡国有財産業務課長 この中には、万博のときに、非常に世界に好評を博しました、日本庭園という、非常に広い庭園がございまして、その維持管理などにつきましても、一時期民間委託したようなところもございまして、そのときに、これは競争的な入札を持ってやったときもあるのですけれども、あるとき枯れてしまったようなことがあったということで、そうしますと、これは日本庭園に限りませず、一旦何かありますと復元がなかなか難しいと、せっかくここまで育ててきたところで、そのところをきちっとウォッチしていかなければいけないということもありまして。

福井専門委員 枯れるというのは、別に独立行政法人が直営でやったって、あるいは直接やったって、枯れるときは枯れるわけですし、技術的、あるいは気候条件の事情いかなにもよるでしょうから、枯れるから独立行政法人でないといけないということには、直ちにはならないとは思いますが。そこはやはり監督次第ですね。だから、管理監督が行き届いて、大綱的な意味でのきちんと管理していただきというところの手段が確保できてい

れば、もっと企画業務とか個別のイベントの選定業務も含めて、民間に一括して、とにかく非常に広い裁量を与えて、その中で最大限活用されるようにやってくれ、ただし前提はこういうことだよ、とするのがむしろうまくというのが普通の感覚ではないでしょうか。

豊岡国有財産業務課長 包括的な委託ということになりますと、ここにも書かせていただきましたけれども、個別性、特殊性が非常に強い業務が多々ございまして、今それぞれについて民間委託できるところはしながらやっているところでございますけれども。

福井専門委員 だから、個別的に、例えば、この業者でないとできないようなものは、ある意味でそれを前提にしてもいいけれども、元請けのところで全体をトータルにコーディネートする役割が独立行政法人の常勤の職員でないといけないとか、あるいはその方がよくできるということには必ずしもならないのではないのでしょうかということですね。

豊岡国有財産業務課長 そのこのところは、制度ありきの話を私はしているのかもしれませんが、そういう包括的な委託をしました際にも、常時継続的な監督というのは、やはり。

福井専門委員 勿論それはやられればいいんじゃないですか。監督は継続的にやるし、不適切だったら変えるというような意味での監督権が留保されていればいいと思います。要するに、イベント屋さんですね。スポーツをやったり、音楽会をやったり、人々を楽しませる企画を最大限うまくやるということに、独立行政法人や公務員のような方が必ずしも優位があるとは思われないわけで、むしろイベント企画会社とか、広告代理店とかでそういうのが得意な人がいっぱい民間にいらっしゃるから、むしろそちらの知恵を借りた方がうまくいくんじゃないですかという趣旨です。包括的な部分でということですね。

豊岡国有財産業務課長 独法の中期計画なり中期目標の中で、イベント的な面も勿論あるのでございますけれども、1つは自然との共生といったところで、人工林を保全して、それで大学とも共同研究しながら、あるいは。

福井専門委員 勿論、だからそういうところは留保しておいてもいいわけです。けど、やはり一般利用者との関係で言えば、また別の側面があるわけですから、おっしゃるような保全とか人工林とか研究的側面は、それはそれで独立に考えればいいのではないですか。是非御検討下さい。

大橋専門委員 ちょっと時間も残り少ないので、この2ページの指定管理者制度の導入についていろいろ書いてありますが、国の組織の拡大につながりとお書きになっているけれども、私は指定管理者制度というのは、国の組織ではありません、行政組織じゃないですから、何で国の組織の拡大につながるのですか。

豊岡国有財産業務課長 指定管理者制度を入れました際に、その指定管理者について国が監督しなければいけないと、その業務が増えると、そういう意味合いで書かせていただいたのですけれども。

大橋専門委員 国の指揮監督権が増えるということですか。

豊岡国有財産業務課長 それをまたウォッチしなければいけないだろうと。独立行政法

人ですと、独立行政法人の理事長に、独立なものですから理事長に経営の権限と、あと予算の執行権限も与えて、その中期計画の中で独法として民間の経営手法も頭に置きながらやっていきなさいよという話でございますので、独立させたところをまた指定管理者として国の制度として乗せると、それについての監督という業務が増えるのではないかという意味合いです。

鈴木主査 それはダブルではなくてシングルですよ。だから、指定管理者制度にしたら独立行政法人はやめるということは当然のことですね。あるいは、たった一人だけいて、その人が管理をするというのだったら、本省管理でも同じことですね。そういうことを言っているわけです。

独立行政法人がある管理をやっており、その管理が同じように管理がやられたかというのをチェックするために、指定管理者制度にした場合、それを独立行政法人がチェックするなんてナンセンスですよ。それも公園の中期計画と言われるけれども、どこだってそういうテーマパークのようなものは中期計画、それから短期計画がある。ただ、独立行政法人で言う中期計画とか何かという用語を使ってないだけの話なのです。

それだけのことから、あなたは、またもう一つ余分なものをつくとおっしゃるけれども、独立行政法人をやめるということの意味しているのです。

山田国有財産評価指導官 ここにお書きしたものは、独立行政法人をやめて国に戻した場合、その場合、国でそれを見なければいけないということで。

鈴木主査 契約を発注すればよいのです。指定法人を信用して、この範囲内だけでやってくださいということだけなのだから。

山田国有財産評価指導官 その指定管理者がきちんとできているかどうかは、まさしく指示するなり、業務停止命令もあるということですので、そういうものをやれるだけの組織が要るかと思います。

今、私どもではそういう組織はございません。というのは、独立行政法人というのは、国の関与を極力少なくするというので、ある意味で我々から関与が外れた意味合いもございまして、独自にやらせていると。

福井専門委員 とすると、独立行政法人がなくなるわけですから、差し引きしなければいけませんね。差し引きしてなおかつ国の関与が増えるというふうに見えるけれども、それは必ずしもそうではないのではないですか。

山田国有財産評価指導官 その点は書きぶりが。

福井専門委員 減る部分はベースが大きいですからね。

山田国有財産評価指導官 当然、独立行政法人を廃止して、その部分が国にまた戻って、ただ国としては。

福井専門委員 とすると、純増になる見込みはほとんどないと思います。

山田国有財産評価指導官 純増になるという意味ではございまして、そもそも国の組織として減量化しろということもございまして、一本の流れがございまして、そこでどん

どん減量化、国自体が行政機能の組織の減量化をしていると。その中で、独立行政法人制度というのがいろいろ検討されまして、創設されたということで、国の機関がある程度どんどん独法に行っているような状況でございます。その中で、我々としては独法のものを、では数は同じなり減るのかもしれませんが、それをまた国に戻せという話になりますと、そもそもそういった流れに反するのではないかということなので。

福井専門委員 でも、総量で減れば流れに合致していると思いますよ。

山田国有財産評価指導官 総量で減れば、おっしゃるようなこともあるのですが。

福井専門委員 少なくともその蓋然性が強いのではないのでしょうかという趣旨もあるわけです。

山田国有財産評価指導官 ただ、そもそも国家公務員の定員なり、国の機関の定員でございまして、かなり厳しい面がございまして、そもそも減らせ減らせということで一方では言われておりますので、そういう流れはどうしても私どもいつもそういう指摘を受けておりますので、こういった文章になって、そこは誤解を与えたということであれば申し訳ございません。

鈴木主査 今、話を聞いていると、計画とか企画とかおっしゃるけれども、飛び抜けた話であるわけでもなし、1つの行方というのは、そのようなものが見えてまいりますから、だから指定法人化と、それに伴ってダブっては困りますね。そうしたら、独立行政法人はやめるという方向で少し検討を開始してください。

以上はお願いですから、今、答えを言っていていただく必要はないです。

豊岡国有財産業務課長 ただ、我々としましては、政府全体の中で特殊法人をどうするかということで、昨年独立行政法人になりまして、まだ1年も経過していないということで、この独法の中で、よりよい国民に対する質の高い行政サービスなり、より効率的な行政サービスを追及していかしていただければと思っております。

大橋専門委員 小泉さんも、民間にできることは民間にと何回も言っているわけですから、その首相の発言を重く受け止めて、是非見直しをしてほしいですね。

現行のスキームを前提にしないで、改めていこうという気持ちを是非持っていただきたいと思うし、その関係で言えば、例えば、基金業務も、仮に独法法人がなくても、どこか、例えば、地方財務局か何かでもできないことはないんでしょう。

豊岡国有財産業務課長 財務局になりますと、今度は公務員が仕事をすることになりますから。

大橋専門委員 これは対した件数じゃないですから、年間何件ですか、助成金の交付件数は。

山田国有財産評価指導官 交付件数は、去年は90件程度ですが、ただ公務員一人増やすだけでも大変な労力が要りまして、総務省なりから御指摘をいただいて、なかなか今、人を増やせる時代ではございませんので、特にこういった話で、防犯とか、そういった意味であれば、今、流れがございまして、なかなか必ず増やしていただけるということであれ

ばよいのですが、なかなか増やせということは難しいということも時代の。

大橋専門委員 廃止されるのだから、プラスの方が多い。

山田国有財産評価指導官 国の公務員の定員というのがございまして、そこを減らすために、減らすためというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、国の組織の減量化ということで、独法をつくったということですので、それを元に戻せということになりますので、そちらの方で。

大橋専門委員 時間が切迫しましたので、よろしく御検討ください。

豊岡国有財産業務課長 私どもとしましては、独法に決まったのが、小泉内閣のときでございまして、法律は通りましたので、独法の枠組みの中で考えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

大橋専門委員 どうもありがとうございました。